

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	出産育児一時金の支給決定		
根拠例規及び条項	多治見市国民健康保険条例(昭和 34 年条例 13 号)第 7 条		
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 58 条第 1 項	
	基 準	被保険者が出産したときは、世帯主に対し出産育児一時金として 42 万円を支給する。	
	設定年月日	昭和 34 年 7 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1～3 日	
	設定年月日	昭和 34 年 7 月 1 日	最終変更年月日
備 考			